

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物品番号	仕 様 書 番 号
非感染性産業廃棄物 収集・運搬・処理	札幌病衛28-2改
	防衛大臣承認 平成 年 月 日
	作 成 平成28年 2月 1日
	変 更 平成 年 月 日
	作成部隊等名 自衛隊札幌病院 衛生資材部

## 1 総則

### 1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院において発生した非感染性産業廃棄物の収集・運搬・処理について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で「官側担当者」とは、本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 法令等

感染性の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）

感染性の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

感染性の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

廃棄物処理法第12条第3・4・5項、法第12条の2第3・4・5項及び法第12条の3

廃棄物処理法第12条の第6項・第7項

札幌市条例

## 2 一般的事項

### 2.1 収集指定場所

北海道札幌市南区真駒内17番地　自衛隊札幌病院　感染性廃棄物保管庫

原則として上記において収集することとし、上記以外で収集する場合については別に定める。

### 2.2 注意事項

非感染性産業廃棄物の収集にあたり、当該警備・建物等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し、官側担当官の指示に従い、請負者側の負担において原状に復旧すること。

## 3 役務に関する要求

### 3.1 収集日

収集日は毎週月・水・金曜日の3回官側担当官が立会いし、その際予備の容器を確認し補充するものとする。「但し、収集日が祝祭日の場合は官側と調整することとする」

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を廃棄物処理後速やかにB2票・B4票・D票・E表を期限内に提出し、毎月の収集量を官側に官側指定の受領書を提出すること。

#### 4.2 その他

その他不明な点は官側とその都度調整するものとする。

調達要領指定書		発 簡 番 号							
		調 達 要 求 番 号	3 MTF1CM0002						
		調 達 要 求 年 月 日	令和 5年 2月 6日						
		作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課						
		作 成 年 月 日	令和 3年 1月 24日						
品 名	非感染性産業廃棄物 収集・運搬・処理								
仕 様 書 番 号	札幌病衛28-2改								
指定事項 :									
<b>1 非感染性産業廃棄物の範囲</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">非 感 染 性 廃 棄 物 の 種 類</th> <th>容 器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染性以外の 医療廃棄物</td> <td>点滴ボトル, プラスチック容器, プラスチック 製品, アンプル瓶, ガラス製品, 使用後のギブ ス, 歯科技工物及び薬品使用後の金属製品</td> <td>1 容量40Lの蓋付容器 2 ビニール袋</td> </tr> </tbody> </table>				非 感 染 性 廃 棄 物 の 種 類		容 器	感染性以外の 医療廃棄物	点滴ボトル, プラスチック容器, プラスチック 製品, アンプル瓶, ガラス製品, 使用後のギブ ス, 歯科技工物及び薬品使用後の金属製品	1 容量40Lの蓋付容器 2 ビニール袋
非 感 染 性 廃 棄 物 の 種 類		容 器							
感染性以外の 医療廃棄物	点滴ボトル, プラスチック容器, プラスチック 製品, アンプル瓶, ガラス製品, 使用後のギブ ス, 歯科技工物及び薬品使用後の金属製品	1 容量40Lの蓋付容器 2 ビニール袋							
<b>2 非感染性廃棄物処理</b> <p>2.1 北海道条例・札幌市の条例及び廃棄物処理法に基づき処理すること。</p>									